

鳥取県告示第41号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成21年2月26日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年1月23日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

1 申請のあった年月日

平成20年12月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人まちづくりネット

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

遠藤 玉恵

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

東伯郡北栄町由良宿1598

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、広く住民に対して生涯を通じて文化的な生活が送れるようまた誇りをもって地域で生きていくことができるように支援する事業を行い、もって地域社会の健全な発展に貢献するとともに公益の増進に寄与することを目的とする。